

常滑武豊衛生組合契約規則

平成18年 4月 4日
規 則 第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第173条の2の規定に基づき、法令その他に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 契約について必要な事項は、武豊町財務規則(昭和61年武豊町規則第11号)を準用する。この場合において、「町長」とあるのは「管理者」、「武豊町」とあるのは「常滑武豊衛生組合」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行前になされた契約に関する行為及び諸手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。